



清流

平成29年2月
静岡市第5支部
共同実施日より
第49号

指定都市への権限移譲、迫る!!

道府県から静岡市を含む指定都市への教職員給与負担等の権限移譲により、この4月からは「市費負担教職員」となります。これに伴い、給与・サービス・出張旅費など様々なことが大きく変わります。その中から、ほんの一部をザックリ紹介します。



【給与】

- 通勤手当の「交通用具使用者の認定距離」

静岡市（移譲後）	静岡県（移譲前）
徒歩による最短距離。徒歩なので、一方通行やスクールゾーン等の時間帯による通行禁止といった <u>遠回りは考慮されない</u> 。	交通用具による最短距離（手当の支給は、徒歩による距離が2km以上あること）。一方通行やスクールゾーン等の時間帯による通行禁止等により <u>往路と復路が異なる場合は、合計距離の半分</u> 。

- 扶養手当の「主たる扶養者」は次のいずれか

静岡市（移譲後）	静岡県（移譲前）
① 年間収入が多い ② <u>年間収入が同程度（1割以内）である場合</u> で、当該子を主として扶養しているとき（要申立書）	① 年間収入が多い ② <u>住民票上の世帯主である</u> ③ 当該子を主として扶養している（要申立書）

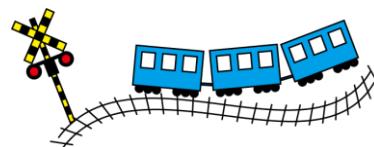
【サービス】

- 出勤簿は始業時刻の状況のみ表示



自宅発で朝から出張し、その後出勤しても、「出張」の表示のみで印鑑は押しません。逆に出勤時に印鑑を押した後で出張や休暇取得等をして、それらを表示する必要はありません。朝到着したら真っ先に押印を!!

- 看護休暇は未就学児の子のみ対象
- 家族休暇（年間3日）は『両立支援休暇』（年間2日）に



【旅費】

- 「管内」と「管外」では計算方法がまったく異なります

「管内」とは、市内・旧焼津市（旧大井川町以外）・旧岡部町・旧富士川町を指します。

- 「管外」出張後には復命書が必須

学校事務の改善提案を受けて、平成24年12月以降、「泊を伴わない出張」は原則口頭復命で、泊を伴い復命書を作成しても学校保管でしたが、「管外」出張においては事務職員が作成する計算書等と共に、市の会計課へ提出する書類のひとつとなりました。

- 貸切バス代は賃借料で支出

児童生徒と按分する引率時の貸切バス代の職員分は、県では職員が個々に負担して後から旅費として支給していましたが、賃借料として市から業者へ支払われます（職員は負担しません）。

※ 紙面の都合上、載せきれないことが一杯あります。詳しくは、市教委主催の説明会に出席した各校の教頭先生・事務職員にお尋ねください。

確定申告が始まりました

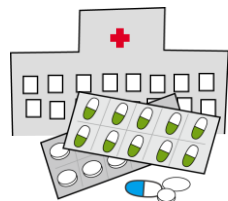


サラリーマンや公務員は、年末調整をすることによって一年間の所得と税額が確定しますが、年金など給与以外の所得があつて合算する場合や、年末調整ではできない控除の適用を受けるためには「確定申告」をしなければなりません。



《こんな場合は、確定申告で還付申告ができます》

- ◇マイホームの取得や耐震改修などで住宅ローンがあるとき
- ◇多額の医療費（原則として10万円超）を負担したとき
- ◇災害や盗難などで資産に損害を受けたとき
- ◇ふるさと納税などの寄附をしたとき …など



《静岡税務署・清水税務署の期間・会場》

2/13 (月) ~ 3/15 (木) 9:00~17:00

会場：ツインメッセ静岡

※土・日は開催されませんが、2/19 (日)・2/26 (日)に限り開催されます。



※ 確定申告には、1月の給与明細書と一緒に配った「源泉徴収票」が必要です！



確定申告は、インターネットでも郵送でも可能です。

詳しくは、国税庁の『平成28年分 確定申告特集』HPをご覧ください。

アドレス <http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu/>

用務員の環境整備共同作業 in 服織小

用務員の皆さんによる環境整備共同作業の活動報告第3弾。今回は、昨年12月27日(火)に行われた服織小学校の窓ガラス飛散防止フィルム貼り替えの様です。



誤って物をぶつけてしまったり、台風や地震などの自然災害でガラスが割れても、これなら破片も飛び散らないので怪我をせずに済みますね。

御用納め前日の寒い中、ありがとうございました！！